

福岡県公報

平成二十八年四月一日
第三千七百八十一号
増刊 ①

目次

規則

- 理容師法施行細則の一部を改正する規則 (保健衛生課) ……二
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則 (保健衛生課) ……四
- 福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (農村森林整備課) ……六
- 福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則 (自然環境課) ……一
- 福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……一

告示

- 福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課) ……二
- 福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示 (スポーツ振興課) ……二
- 福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示 (文化振興課) ……二
- 福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示 (会計管理局会計課) ……一三
- 福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示 (総務事務厚生課) ……一三

訓令

- 知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規定の一部を改正する訓令 (生活安全課) ……一三
- 福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……一四
- 福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (総務事務厚生課) ……一四

教育委員会

- 教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……一四
- 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……一五
- 福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……一五
- 福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……一六

人事委員会

- 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……一六
- 平成二十八年改正条例附則第七条の規定による医療職給料表(二)の経過的特例に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……三〇
- 平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……三一
- 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……三一
- 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……三三
- 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則等の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……四七
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六二
- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六三
- 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六三
- 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六三
- 不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める規程 (人事委員会事務局給与公平課) ……六三

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部 行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒 812-0016 福岡市博多区博多駅南六丁目 6 番 1 号 株式会社ドミックスコーポレーション (電話 092-431-4061)

の一部を改正する告示 (人事委員会事務局給与公平課) ……六四

○福岡県人事委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領 (人事委員会事務局任用課) ……六四

○福岡県人事委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……六五

労働委員会

○福岡県労働委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領 (労働委員会調整課) ……六五

規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十四号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第三号の(表)を次のように改める。

様式第3号(第4条関係)

(表)

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿 理 容 所 開 設 届 年 月 日

開設者住所(法人にあつては、その所在地)		TEL		ふりがな 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		印	
営業所の所在地		TEL		営業所の名称			
管 理 者	ふりがな 氏名	生年月日	管理 理 容 師 資 格 証 記 号 番 号	取得年月日	重複開設 する場合	重複開設する美容所の開設予定年月日	重複開設する美容所の名称
	住所				営業所付近見取図		
	ふりがな 氏名				<input type="checkbox"/> 条例第3条第4号ただし書に該当する施設 (営業形態：)		
	住所						
ふりがな 氏名							
住所							

従業者の状況

異 動 年 月 日	ふりがな 氏名	生年月日	該当欄に記号番号年月日を記入 してください。		異 動 年 月 日	ふりがな 氏名	生年月日	該当欄に記号番号年月日を記入 してください。			
			管理 者 資 格 証	免 許				管理 者 資 格 証	免 許		
入					入						
出					出						
入					入						
出					出						
入					入						
出					出						
入					入						
出					出						
入					入						
出					出						
入					入						
出					出						
入					入						
出					出						
入					入						
出					出						
入					入				添付書類 1 従業者健康診断書(結核、感染症皮膚疾患について) 2 管理理容師については資格を証する書類(写) 3 外国人が開設の届出をするに当たっては住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する因籍等を記載したものに限り。) 4 移動理容所については、自動車検査証(写)及び写真提示書類 1 法人が開設の届出をするに当たっては登記簿謄本等 2 理容師免許証(原本)	確 認 印 	収 受 印 
出				出							
入					入						
出					出						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

美容師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小 川 洋

福岡県規則第三十五号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十四年福岡県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号の（表）を次のように改める。

様式第3号(第4条関係)

(表)

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿 美 容 所 開 設 届 年 月 日

開設者住所 (法人にあつては、その所在地)		TEL		ふりがな 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		印	
営業所の所在地		TEL		営業所の名称			
管 理 者	ふりがな 氏名	生年月日	管理美容師資格証 記号番号	取得年月日	重複開設 する場合	重複開設する理容所の開設予定年月日	重複開設する理容所の名称
	住所				営業所付近見取図		
	ふりがな 氏名				<input type="checkbox"/> 条例第6条第4号ただし書に該当する施設 (営業形態:)		
	住所						
ふりがな 氏名							
住所							

従業者の状況

異 動 年月日	ふりがな 氏名		生年月日	該当欄に記号番号年月日を記入 してください。		異 動 年月日	ふりがな 氏名		生年月日	該当欄に記号番号年月日を記入 してください。	
				管理 者 資 格 証	免 許					管理 者 資 格 証	免 許
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					
入						入					
出						出					

添付書類

- 1 従業者健康診断書(結核、感染症皮膚疾患について)
- 2 管理美容師については資格を証する書類(写)
- 3 外国人が開設の届出をするに当たっては住民票の写し(世帯基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- 4 移動美容所については、自動車検査証(写)及び写真提示書類

1 法人が開設の届出をするに当たっては登記簿謄本等
2 美容師免許証(原本)

取 受 印



確 認 印



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十六号

福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則(昭和六十一年福岡県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十条とする。

第十七条中「第七条」を「第九条」に、「第十一条」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条を第十八条とする。

第十五条第三項中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項中「とき」の下に「、又は工事をしようとする者があるとき」を加え、同条を第十五条とする。

第十二条を第十四条とし、第八条から第十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第七条第一項中「譲受財産について土地改良財産台帳を作成し、」を「譲与契約締結の際に引き継ぐ土地改良財産台帳を」に改め、「(地方公共団体にあつては、その事務所)」を削り、同条第二項中「するとともに、土地改良財産台帳記載事項変更届(様式第三号)を知事に提出しなければ」を「しておかなければ」に改め、同条を第九条とする。

る。

第六条ただし書中「第四条の」を「第五条の用途廃止の」に、「次の各号の一に該当する場合」を「譲受者が譲受財産に係る県営土地改良事業の費用に相当する額の金銭を県に納付したとき」に改め、同条各号を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(譲受財産の再譲与)

第八条 譲受者は、知事の承認を受けて、譲受財産の全部又は一部を他の土地改良区等又は知事が適当と認める者に再譲与することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、再譲与を受ける者の承諾書を添付して、譲受財産再譲与承認申請書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、土地改良区が解散するとき、又はやむを得ない事由があるときに限り、第一項の承認をすることができる。

4 第一項の承認を受けた譲受者は、譲与契約に係る権利義務の全てを譲受財産の再譲与を受ける者に承継させなければならない。

5 再譲与を受けた者は、移管が完了したときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

第五条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「その」を「用途廃止の」に改め、同項に次のただし書きを加える。
ただし、譲受財産が次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和三十一年農林省令第十八号)別表に掲げる期間を経過したとき。

二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二條の承認がなされたとき。

第四条第二項中「前項の」を「用途廃止の」に改め、同条を第五条とする。
第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条の二を削り、第一条の次に次の一条を加える。
(土地改良事業と一体として行う事業)

第二条 条例第二条第一号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。))第二条第二項各号に掲げる

事業を除く。)

一 農業生産の基盤を整備する事業

二 農村の生活環境を整備する事業

三 農用地又は土地改良施設を保全し、又は管理する事業

様式第一号中「(第2条)」や「(第3条関係)」及び「事業に係る下記の土地改良財産を譲与くださるよう」や「事業(地区)に係る下記の土地改良財産の譲与を受けたいので」及び「第2条第1項」や「第3条第1項」並びに

「(1) 管理のための組織

(2) 管理の方法

(3) かんがい又は排水施設にあつては、配水又は排水の時期、水量及び方法 並びに

(4) かんばつ、洪水その他の非常事態においてとるべき措置

(5) 他の事業又は農業水利団体との関係

(6) その他

。

様式第二号中「(第4条)」や「(第5条関係)」及び「土地財産」や「土地改良財産」並びに「第4条第1項」や「第5条第1項」並びに「所在地、種類、数量及び構造」や「明細(土地改良財産台帳の関係部分の写し)」並びに

様式第三号を次のように改める。

様式第 3 号(第 8 条関係)

譲受財産再譲与承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

申請者



氏名

年 月 日譲与を受けた土地改良財産について、下記のとおり再譲与したいので、福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により再譲与先からの承諾書を添付して申請します。

記

- 1 再譲与しようとする土地改良財産の明細（土地改良財産台帳の関係部分の写し）
- 2 再譲与の理由

様式第11号(第18条関係)

土地改良財産管理状況報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

印

氏名

年 月 日に管理の委託を受けた土地改良財産の 年度管理状況を、福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

No.	地区名	種 類	土地改良財産の管理 の状況	特記すべき事項
1				
2				
3				
4				
5				

※ 「特記すべき事項」の欄には、滅失、損傷、他目的使用、改築、追加工事等について記載すること。

※ 土地改良財産の台帳記載事項に変更があった場合は、該当内容が記載された箇所の土地改良財産台帳の写しを添付すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十七号

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県温泉法施行細則（昭和二十七年福岡県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 申請地点の地質柱状図

第七条第三項中「増掘にあつては」を「増掘にあつては」に改める。

第十三条第二項中「変更しようとするときは、その旨を変更の十日前まで」を「変更したときは、その旨を十日以内」に改め、同条第六項中「の規定による届出を行う場合には、前項第一号の変更届」を「及び第二項の規定による届出を行う場合にあつては、第三項の届出書」に改める。

様式第二号中「届出書」を「申請書」に改める。

様式第六号中「申請書」を「届出書」に改める。

様式第七号中「申請書」を「届出書」に改める。

〔5〕 温泉の成分 別紙温泉分析書のとおり」を

〔5〕 温泉の成分 別紙温泉分析書のとおり

〔6〕 施工状況 別添掘削孔仕上断面図及び地質柱状図のとおり」に、

〔6〕 揚水量 毎分 リットル」を

〔6〕 揚水量 毎分 リットル

〔7〕 施工状況 別添工事中及び工事完了後の写真のとおり
（銘板の設置位置が明瞭に分かる写真を含む。）」に改める

様式第十号の八中「温泉採取の場所」を「温泉の採取の場所」に改める。

様式第十五号中「㊦」を「㊧」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十八号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し及び同条中「職務」を「事務」に改める。

第七十六条中「当該売りさばき人に対し売り渡した証紙の額面金額に、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た額の売りさばき手数料を」を「その年度において県が売り渡す証紙の金額の合計額を第一号に掲げる金額に区分し、その区分ごとに掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た額の合計額を売りさばき手数料として当該売りさばき人に」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 証紙の金額の区分及び比率

イ 五億円以下の金額 百分の三

ロ 五億円を超える金額 百分の二

第一百七十三条第一項中「二・九パーセント」を「二・八パーセント」に改める。

第二百六条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の通勤のための駐車場として県有施設敷地を使用させるとき。

第二百八条中「第二百六条第二項第三号」を「第二百六条第二項第四号」に改める。

第二百二十九条を次のように改める。

（例外措置）

第二百二十九条 第二百六条に規定する使用許可、第二百八条に規定する使用許可の更新、第二百十九条に規定する使用目的の変更及び原状変更、第二百二十条に規定

する許可書の交付及び第二十一条に規定する許可の取消しについては、職員の通勤のための駐車場として県有施設敷地を使用させる場合は、当該規定にかかわらず、総務部長の承認を受けて別に定める規程による。
別表三警察本部教養課の項に次のように加える。

警察本部監察官室	行政不服審査法における提出書類の写し等の交付手数料の収納を担当する職員	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第四項及び第五項に基づく、提出書類の写し等の交付手数料の収納及び収納金の払込み並びに歳計現金（つり銭資金）の出納及び保管
----------	-------------------------------------	---

様式第四十九号中「なお、還付金支払いについては別途通知されます。」を削る。
様式第八十三号中

資金前渡概算私額と精算額が同額の場合及び前渡資金購入物品を引継ぐ場合	精算	年 月 日	精算確認 出納通知確認	年 月 日
	前渡資金購入物品の引継ぎ			

資金前渡概算私額と精算額が同額の場合（前渡資金購入物品を引継ぐ場合）	精算（同額の場合）	年 月 日	精算確認 （出納通知確認）	年 月 日
	（前渡資金購入物品の引継ぎ）			

改める。

様式第百三十一号その三、様式第百三十二号その三、様式第百三十三号及び様式第百三十四号中「2.9パーセン」を「2.8パーセン」に改める。

様式第百三十一号中「処分を受けた日の翌日から起算して30日以内」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内」に、「審査請求・異議申立て」を「審査請求」に、「（裁決・決定）」を「裁決」に改め、同様式備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡県告示第三百三十八号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定（昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

第五十号を次のように改める。

50 削除

第五十一号の次に次の一号を加える。

52 福岡県人づくり・県民生活部関係権限移譲事務交付金

福岡県告示第三百三十九号

福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県スポーツ顕彰規程の一部を改正する告示

福岡県スポーツ顕彰規程（平成八年三月福岡県告示第四百六十七号の三）の一部を次のように改正する。

第七条中「福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課」を「人づくり・県民生活部スポーツ振興課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第三百四十号

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示

福岡県文化賞表彰規程（平成五年八月福岡県告示第千二百五十四号の二）の一部を次のように改正する。

第八条中「新社会推進部県民文化スポーツ課」を「人づくり・県民生活部文化振興課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第百四十一号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

	東警察署	〃
	県庁内支店	〃

を

消費生活センター	東警察署	〃
	県庁内支店	〃

に、

筑後県税事務所 筑後いずみ園 筑後農林事務所 筑後家畜保健衛生所	教育庁南筑後教育事務所 八女高等学校 八女工業高等学校 筑後特別支援学校	筑後警察署	〃
		筑後支店	〃

を

筑後県税事務所
筑後農林事務所
筑後家畜保健衛生所

教育庁南筑後教育事務所
八女高等学校
八女工業高等学校
筑後特別支援学校

筑後警察署

〃
筑後支店

に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第百四十二号

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県職員住宅貸付要綱（昭和三十九年五月福岡県告示第四百九号）の一部を次のように改正する。

第一条、第六条第一項第一号、第七条、第八条第一項及び第二項並びに第十一条第一項、第二項並びに第三項第一号及び第二号中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

別表第一春日原寮の項中「総務部総務事務センター課長」を「総務部総務事務厚生課長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第 4 号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程（昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「新社会推進部長」を「人づくり・県民生活部長」に改める。

第三条の表総務部の項中「私学学事振興局私学振興課長、」を削り、同表中

新社会推進部	次長、青少年課長、生活安全課長
--------	-----------------

人づくり・県民生活部	次長、生活安全課長、私学振興・青少年育成局私学振興課長、私学振興・青少年育成局青少年育成課長
------------	--

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第五号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。別表第一の二十三の項中「新社会推進部長印」を「人づくり・県民生活部長印」に改め、同表の二十五の項中「私学学事振興局長印」にあつては私学学事振興局学事課長、

を削り、「国際交流局長印」を「国際局長印」に、「国際交流局第一課長」を「国際局国際政策課長、私学振興・青少年育成局長印」にあつては私学振興・青少年育成局政策課長」に改め、「人権・同和対策局調整課長」の下に「観光局長印」にあつては観光局観光政策課長」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第六号

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福岡県職員安全衛生管理規程（平成元年四月福岡県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）及び第八条中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

本 庁
出先機関

福岡県教育委員会教育長 城戸秀明

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第八条第一号口中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本庁

出先機関

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県教育委員会教育長 城戸秀明

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

訓令

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十四項中「福岡県立学校授業料減免規則」を「福岡県立学校授業料等減免規則」に改め、「授業料」の下に「等」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本庁

出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県教育委員会教育長 城戸秀明

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表一第四項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表二第四項第四号中「第四条第二項」を「第七条第二項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第五号中「第四条」を「第七条」に改め、同項第六号中「第七条」を「第十条」に、「第五条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第九号中「第六条」及び「第三条」を削り、第五項第三号中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改め、第十項第三号中「八級」を「七級」に改め、同項第四号中「若しくは七級」を削り、第十三項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同項第一号中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「教育次長、部長相当職員（出先機関の職員を除く。）、課長及び出先機関の長の勤務成績の評定を行うこと」を「、職員の仕事評価を実施すること」に改め、第十八項第七号中「異議申立書を総務省人事・恩給局長に進達すること」を「審査請求があった場合において、弁明書を審理員に提出すること」に改め、第二十二項第十二号中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に、「第七十七条の二第三項」を「第七十七条の四第三項」に改める。

別表三第一項中「福岡県立学校授業料減免規則」を「福岡県立学校授業料等減免規則」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「授業料」の下に「等」を加える。

別表六第一項第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表七第七項中第五号を削る。

別表八第四項第六号中「第四条」を「第七条第一項」に改め、同項第七号中「第四条」を「第七条第二項」に改め、同項第八号及び第九号中「第五条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第十号中「第六条」及び「第三条」を削り、第五項第二号中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改め、第六項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同項第一号中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「

勤務成績の評定の計画を立てること」を「人事評価を実施すること」に改め、同項第二号中「第四十条第一項」を「第二十三条の三」に、「勤務成績の評定を行い、その結果に応じた措置」を「人事評価の結果に応じた措置」に改め、同項第三号中「第四十六条」を「第四十四条」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、第十三項第三号中「六級」を「五級」に改め、同項第五号中「五級」を「四級」に改める。

別表十第六項第一号中「、高等学校」を「、県立高等学校及び県立中高一貫教育校」に改め、第七項中「福岡県立高等学校学則」を「福岡県立中学校学則を「中学学則」、福岡県立中等教育学校学則を「中等学則」、福岡県立高等学校学則」に改め、同項第一号中「高校学則」を「中学学則第五項第三項、中等学則第四項第三項及び高校学則」に改め、同項第二号中「高校学則」を「中学学則第六項第三項、中等学則第五項第三項及び高校学則」に改め、同項第三号中「高校学則」を「中学学則第六項第五項、中等学則第五項第五項及び高校学則」に改め、第八項第一号、第十一項及び同項第一号中「県立高等学校」の下に「及び県立中高一貫教育校」を加える。

別表十一第一項第一号中「第四条」を「第四条第一項及び施行令第二十三条」に、「市町村立」を「市（指定都市を除く。）町村立」に、「設置、廃止」を「設置廃止」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

2	法第四条第四項及び施行令第二十三条の規定に基づき、指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止、設置者の変更等の届出を受理すること。	課長
3	施行令第二十五条、第二十六条及び第二十七条の規定に基づき、市町村立の特別支援学校の名称、学則の変更等の届出を受理すること。	課長

別表十三第八項中第一号を削り、第二号を第一号とする。
別表十四教育事務所長の項第一項第五号中「第四条」を「第七条第一項」に改め、同項第六号中「第五条第三項」を「第八条第三項」に改め、第二項第二号中「五級」を「四級」に改め、県立学校長の項第三項第一号中「福岡県立学校授業料減免規則」を「福岡県立学校授業料等減免規則」に改め、「授業料」の下に「等」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁
出先機関
福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年四月一日
福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令
福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号に次のように加える。

ホ 公立学校の奨学給付金に関すること。

第十条第二号イ、第三号イ及び第五号イ中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第十三条第一号ロ中「及び中等教育学校の前期課程」を「、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）」に改め、同号ハ中「及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校」を「、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校」に改め、同条第二号イ中「中学校（県立中学校を除く。ロ、ハ及びヌにおいて同じ。）」の下に「、義務教育学校」を加え、同号ロ及びヌ中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第三号イ中「及び中学校（県立中学校を除く。ロ、ニ及びホにおいて同じ。）」を「、中学校（県立中学校を除く。ロ、ニ及びホにおいて同じ。）及び義務教育学校」に改め、同号ロ中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号ニ及びホ中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第四号イ中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第六中

9級	10級
別に定める	別に定める

を

9級
別に定める
別に定める
別に定める
別に定める

に改める。

別表第七中

		5
0	5	
	2	6
0	2	8
		5
	0	5
	2	6
0	2	8
	5	6
0	5	11
		5
	0	5
	2	6
0	2	8
	5	6
0	5	11

を

	1	4
0	1	5
	3	5
0	3	8
	1	4
0	1	5
	3	5
0	3	8
	6	5
0	6	11
	1	4
0	1	5
	3	5
0	3	8
	6	5
0	6	11

に改める。

別表第十二中

	8
0	8
2	9
2	11
4	9
4	13
5	9
8	17

を

1	7
1	8
3	8
3	11
5	8
5	13
6	8
9	17

に

改める。

0
0
3

0
0
0
3

別表第十六中

8級	9級
別に定める	別に定める

を

8級
別に定める
別に定める
別に定める
別に定める

に改め、同表の備考第二項第二号中

「福岡県警察官B（男性）採用試験」の次に、「福岡県警察官B（早期採用男性）採用試験」を加える。

別表第十九の備考第四項中「、歯学又は獣医学に関する課程」を「若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）」に改める。

別表第二十一中

2級13号給
を
1級45号給

に改める。

別表第二十六中

2級5号給
を
1級29号給

に改める。

別表第三十一を次のとおり改める。

別表第 3 1 (第 23 条 関 係) 行 政 職 給 料 表 昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	2	1	1	1
7	1	1	1	1	3	1	1	1
8	1	1	1	1	4	1	1	1
9	1	1	1	1	5	1	1	1
10	1	1	1	2	6	1	1	1
11	1	1	1	3	7	1	1	1
12	1	1	1	4	8	1	1	1
13	1	1	1	5	9	1	1	1
14	1	2	1	6	10	1	1	1
15	1	3	1	7	11	1	1	1
16	1	4	1	8	12	1	1	1
17	1	5	1	9	13	1	1	1
18	1	6	2	10	14	1	2	1
19	1	7	3	11	15	1	3	1
20	1	8	4	12	16	1	4	1
21	1	9	5	13	17	1	5	1
22	1	10	6	14	18	1	6	2
23	1	11	7	15	19	1	7	3
24	1	12	8	16	20	1	8	4
25	1	13	9	17	21	1	9	5
26	1	14	10	18	22	1	10	6
27	1	15	11	19	23	1	11	7
28	1	16	12	20	24	1	12	8
29	1	17	13	21	25	1	13	9
30	1	18	14	22	26	1	13	10
31	1	19	15	23	27	1	13	11
32	1	20	16	24	28	1	13	12
33	1	21	17	25	29	1	13	13
34	2	22	18	26	30	1	14	13
35	3	23	19	27	31	1	14	13
36	4	24	20	28	32	1	14	14
37	5	25	21	29	33	1	14	14
38	6	26	22	30	34	2	14	14
39	7	27	23	31	35	3	15	15
40	8	28	24	32	36	4	15	15
41	9	29	25	33	37	5	15	15
42	10	30	26	34	38	6	15	
43	11	31	27	35	39	7	15	
44	12	32	28	36	40	8	16	
45	13	33	29	37	41	9	16	
46	14	34	30	38	42	10		
47	15	35	31	39	43	11		
48	16	36	32	40	44	12		
49	17	37	33	41	45	13		
50	18	38	34	42	45	14		

51	19	39	35	43	46	15		
52	20	40	36	44	46	16		
53	21	41	37	45	47	17		
54	22	42	38	46	47	18		
55	23	43	39	47	48	19		
56	24	44	40	48	48	20		
57	25	45	41	49	49	21		
58	26	46	42	50	49	22		
59	27	47	43	51	50	23		
60	28	48	44	52	50	24		
61	29	49	45	53	51	25		
62	30	50	46	54	51	25		
63	31	51	47	55	52	26		
64	32	52	48	56	52	26		
65	33	53	49	57	53	27		
66	34	54	50	57	53	27		
67	35	55	51	58	53	28		
68	36	56	52	58	53	28		
69	37	57	53	59	54	28		
70	38	58	54	59	54	28		
71	39	59	55	60	54	28		
72	40	60	56	60	54	29		
73	41	61	57	61	55	29		
74	42	62	58	61	55	29		
75	43	63	59	62	55	29		
76	44	64	60	62	55	29		
77	45	65	61	63	55	30		
78	46	66	62	63	55	30		
79	47	67	63	64	55	30		
80	48	68	64	64	55	30		
81	49	69	65	65	55	30		
82	50	69	66	65	55	31		
83	51	69	67	66	55	31		
84	52	70	68	66	56	31		
85	53	70	69	66	56	31		
86	54	70	70	66	56			
87	55	71	71	66	56			
88	56	71	72	66	56			
89	57	71	73	66	56			
90	57	72	74	66	56			
91	58	72	75	66	56			
92	58	72	76	66	56			
93	59	73	77	67	56			
94		73	78	67	56			
95		73	79	67	56			
96		74	80	67	56			
97		74	81	67	57			
98		74	82	67	57			
99		75	83	67	58			
100		75	84	67	58			
101		75	84	67	59			
102		76	84	67	59			
103		76	84	67	60			
104		76	84	67	60			
105		77	85	68	60			
106		77	85	68				

107		77	85	68				
108		77	85	68				
109		78	85	69				
110		78	86	69				
111		78	86	69				
112		78	86	69				
113		79	87	70				
114		79	88	70				
115		79	89	70				
116		79	90	70				
117		79	91	71				
118		80	91	71				
119		80	92	71				
120		80	92	71				
121		80	93	72				
122		80	94					
123		81	95					
124		81	96					
125		81	97					
126		81	97					
127		81	98					
128		82	98					
129		82	99					
130		82	99					
131		82	100					
132		82	100					
133		83	101					
134			102					
135			103					
136			104					
137			105					
138			105					
139			106					
140			106					
141			107					

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第三十五を次のとおり改める。

別表第 3 5 (第 23 条 関 係) 研 究 職 給 料 表 昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	26	18	31	23

51	27	19	32	24
52	28	20	32	24
53	29	21	33	25
54	30	22	34	25
55	31	23	35	26
56	32	24	36	26
57	33	25	37	26
58	34	26	37	26
59	35	27	38	27
60	36	28	38	27
61	37	29	39	27
62	38	30	39	28
63	39	31	40	28
64	40	32	40	28
65	41	33	41	29
66	42	34	41	29
67	43	35	41	29
68	44	36	42	30
69	45	37	42	30
70	46	38	42	30
71	47	39	43	31
72	48	40	43	31
73	49	41	43	31
74	49	42	43	31
75	50	43	44	31
76	50	44	44	31
77	51	45	44	32
78	51	46	44	32
79	52	47	45	32
80	52	48	45	32
81	53	49	45	33
82	53	50	45	33
83	54	51	46	33
84	54	52	46	34
85	55	53	46	34
86	55	54	46	34
87	56	55	47	35
88	56	56	47	35
89	57	57	47	35
90	57	58		
91	58	59		
92	58	60		
93	59	61		
94	59	62		
95	60	63		
96	60	64		
97	61	65		
98	61	66		
99	62	67		
100	62	68		
101	63	69		
102	63	70		
103	64	71		
104	64	72		
105	65	73		
106	65	74		

107	65	75		
108	66	76		
109	66	77		
110	66	78		
111	67	79		
112	67	80		
113	67	81		
114	68	81		
115	68	82		
116	68	82		
117	69	83		
118	69	83		
119	69	84		
120	70	84		
121	70	85		

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第三十八を次のとおり改める。

別表第 3 8 (第 23 条 関 係) 公 安 職 給 料 表 昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	1	5
10	2	1	1	1	2	2	6
11	3	1	1	1	3	3	7
12	4	1	1	1	4	4	8
13	5	1	1	1	5	5	9
14	6	2	1	1	6	6	10
15	7	3	1	1	7	7	11
16	8	4	1	1	8	8	12
17	9	5	1	1	9	9	13
18	10	6	2	1	10	10	14
19	11	7	3	1	11	11	15
20	12	8	4	1	12	12	16
21	13	9	5	1	13	13	17
22	14	10	6	1	14	14	18
23	15	11	7	1	15	15	19
24	16	12	8	1	16	16	20
25	17	13	9	1	17	17	21
26	18	14	10	2	18	18	22
27	19	15	11	3	19	19	23
28	20	16	12	4	20	20	24
29	21	17	13	5	21	21	25
30	22	18	14	6	22	22	26
31	23	19	15	7	23	23	27
32	24	20	16	8	24	24	28
33	25	21	17	9	25	25	29
34	26	22	18	10	26	26	30
35	27	23	19	11	27	27	31
36	28	24	20	12	28	28	32
37	29	25	21	13	29	29	33
38	30	26	22	14	30	30	34
39	31	27	23	15	31	31	35
40	32	28	24	16	32	32	36
41	33	29	25	17	33	33	37
42	34	30	26	18	34	34	38
43	35	31	27	19	35	35	39
44	36	32	28	20	36	36	40
45	37	33	29	21	37	37	41
46	38	34	30	22	38	37	42
47	39	35	31	23	39	38	43
48	40	36	32	24	40	38	44
49	41	37	33	25	41	39	45
50	42	38	34	26	42	39	46

51	43	39	35	27	43	40	47
52	44	40	36	28	44	40	48
53	45	41	37	29	45	41	49
54	46	42	38	30	46	42	50
55	47	43	39	31	47	43	51
56	48	44	40	32	48	44	52
57	49	45	41	33	49	45	53
58	50	46	42	34	49	46	53
59	51	47	43	35	49	47	53
60	52	48	44	36	50	48	54
61	53	49	45	37	50	49	54
62	54	50	46	38	50	50	54
63	55	51	47	39	51	51	54
64	56	52	48	40	51	52	54
65	57	53	49	41	51	53	54
66	58	54	50	42	52	54	55
67	59	55	51	43	52	55	55
68	60	56	52	44	52	56	55
69	61	57	53	45	53	57	55
70	62	58	54	45	53	57	55
71	63	59	55	46	53	58	55
72	64	60	56	46	53	58	56
73	65	61	57	47	54	59	56
74	66	62	58	47	54	59	56
75	67	63	59	48	54	60	56
76	68	64	60	48	54	60	56
77	69	65	61	49	55	60	56
78	70	66	62	50	55	60	56
79	71	67	63	51	55	60	57
80	72	68	64	52	55	60	57
81	73	69	65	53	56	60	57
82	74	70	66	54	56	60	57
83	75	71	67	55	56	60	57
84	76	72	68	56	56	60	57
85	77	73	69	57	57	61	58
86	78	74	69	57	57	61	58
87	79	75	70	58	57	61	59
88	80	76	70	58	57	61	59
89	81	77	71	59	57	61	60
90	81	78	71	59	57	61	
91	82	79	72	60	57	61	
92	82	80	72	60	57	61	
93	83	81	73	61	58	61	
94	83	82	74	61	58	61	
95	84	83	75	61	58	61	
96	84	84	76	62	58	62	
97	85	85	77	62	58	62	
98	86	86	78	62		62	
99	87	87	79	63		63	
100	88	88	80	63		63	
101	89	89	81	63		63	
102	90	89	82	64			
103	91	90	83	64			
104	92	90	84	64			
105	93	91	85	65			
106	93	91	86	66			

107	94	92	87	67			
108	94	92	88	68			
109	95	93	89	68			
110	95	94	89	68			
111	96	95	90	68			
112	96	96	90	68			
113	97	97	91	68			
114	97	98	91	68			
115	98	99	92	68			
116	98	100	92	68			
117	99	101	93	69			
118	99	101	93	69			
119	100	101	94	69			
120	100	102	94	69			
121	101	102	95	69			
122	101	102	95	69			
123	102	103	96	69			
124	102	103	96	69			
125	103	103	96	69			
126		104	96	69			
127		104	96	70			
128		104	96	70			
129		105	96	71			
130		105	96	71			
131		105	96	72			
132		106	96	72			
133		106	97	73			
134		106	97	73			
135		107	97	74			
136		107	97	74			
137		107	97	75			
138		108	98				
139		108	99				
140		108	100				
141		109	100				
142		109					
143		110					
144		110					
145		111					

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(改正条例附則適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第四号。以下「県職員給与改正条例」という。) 附則第二条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十四号。以下「学校職員給与改正条例」という。) 附則第二条又は福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十八号。以下「警察職員給与改正条例」という。) 附則第二条の規定によりその者の平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(以下「改正条例附則適用職員」という。)に対するこの規則による改正後の福岡県の職員の初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。) 別表第六から別表第十六までの適用については、その者の当該規定により定められた職務の級(以下「新級」という。)に在級する期間に人事委員会が別に定める期間を通算する。

3 改正条例附則適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(切替日から平成二十九年三月三十一日までの間における新規則第十九条の規定によるものに限る。)については同条第四項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第四号) 附則第二条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十四号) 附則第二条又は福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十八号) 附則第二条の規定により定められた職務の級並びに人事委員会が別に定める期間を通算して一年以上」とする。

(改正条例附則適用職員の切替日以後最初の昇格の特例)

4 改正条例附則適用職員のうち、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が次の表の旧級欄に掲げる職務の級であつて、かつ新級が同表において当該旧級に対応する新級欄に掲げる職務の級である職員(県職員給与改正条例附則第四条、学校職員給与改正条例附則第四条又は警察職員給与改正条例附則

第四条の規定により切替日の前日に昇格したものととして切替後の号給を決定した職員を含む。次項において同じ。)の切替日以後における最初の昇格後の号給は、新規則第二十三条の規定にかかわらず、当該昇格の日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給)とする。

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級
	6 級	5 級
研究職給料表	2 級	1 級
	3 級	2 級
公安職給料表	7 級	6 級
	8 級	7 級

5 前項により決定される号給が、当該職員の切替日前における直近の昇格がないものとした場合に、その者が当該昇格した日の前日に属していた職務の級において現に受けていた号給の号数に、昇格した日から切替日の前日までの福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第三十条から第三十二条までの規定に基づく昇給(以下「昇給」という。)による号数を加えて得た号数を切替日の前日に受けていた号給とみなして、県職員給与改正条例附則第二条から第五条まで、学校職員給与改正条例附則第二条から第五条まで又は警察職員給与改正条例附則第二条から第五条までの規定による職務の級及び号給の切替えを行い切替日に受けることとなる号給の号数に、切替日から切替日以後における最初の昇格日の前日までの昇給による号数を加えて得られる号数を切替日以後における最初の昇格日の前日の号給として新規則第二十三条の規定を適用して決定されることとなる号給に達しないときは、前項の規定によらず、当該直近の昇格がないものとした場合の号給に決定することができる。

6 改正条例附則適用職員の切替日以後における昇格後の号給について、前項の規定において切替日前における直近の昇格がないため同項が適用できないとき又は前二項若しくは新規則第二十三条第一項及び第二項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、人事委員会

の承認を得てその者の号給を決定することができる。

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による医療職給料表(二)の経過的特例に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十一号

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による医療職給料表(二)の経過的特

例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成二十八年改正条例附則第七条の規定に基づき、医療職給料表(二)の経過的特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 県職員給与条例 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)をいう。

二 学校職員給与条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)をいう。

三 県職員改正条例 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第四号)をいう。

四 学校職員改正条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十四号)をいう。

五 平成二十八年改正条例附則第七条 県職員改正条例附則第七条及び学校職員改正条例附則第七条をいう。

六 給与条例施行規則 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第十三号)をいう。

七 初任給規則 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第九号)をいう。

八 退職手当条例施行規則 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)をいう。

九 特五級適用職員 県職員改正条例附則第六条の規定に基づき県職員改正条例附則別表第四医療職特例給料表(二)を適用されその職務の級を同給料表に掲げる特五級とされた職員及び学校職員改正条例附則第六条の規定に基づき学校職員改正条例附則別表第四医療職特例給料表(二)を適用されその職務の級を同給料表に掲げる特五級とされた職員をいう。

十 昇格 特五級適用職員の職務の級を県職員給与条例別表第二口医療職給料表(二)又は学校職員給与条例別表第三医療職給料表(二)の六級に変更することをいう。

十一 降格 特五級適用職員の職務の級を県職員給与条例別表第二口医療職給料表(二)又は学校職員給与条例別表第三医療職給料表(二)の五級又は同級より下位の職務の級に変更することをいう。

(昇格の際の号給)

第三条 昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給)とする。

(降格の際の号給)

第四条 降格の際の号給は、初任給規則第二十四条に定めるところによる。

(昇給)

第五条 特五級適用職員の昇給は、初任給規則第二十九条から第三十四条までに定めるところによる。

(復職時等における号給の調整)

第六条 特五級適用職員の復職時等における号給の調整は、初任給規則第三十六条に定めるところによる。

(期末手当及び勤勉手当の加算割合)

第七条 特五級適用職員の期末手当及び勤勉手当の算出に当たっては、特五級適用職員を県職員給与条例第二十一条第五項及び学校職員給与条例第二十条第五項の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表二級二十九号給以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものとし、給与条例施行規則別表第二の医療職給料表(二)の職員欄に定める職務の級五級の職員に適用される割合と同じ割合を

県職員給与条例第二十一条第五項及び学校職員給与条例第二十条第五項の百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。

(退職手当の調整額に係る職員の区分)

第八条 特五級適用職員に対する退職手当条例施行規則第三条の五の規定による職員の区分は、退職手当条例施行規則別表ハの表第六号区分の項第三号の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるものに適用される区分と同じ区分とする。

(補則)

第九条 この規則により難い事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十二号

平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定める規則の一部を改正する規則

平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定める規則(平成二十五年福岡県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「四級より下位」を「四級又は同級より下位」に改める。

第四条を次のように改める。

(降格の際の号給)

第四条 降格の際の号給は、初任給規則第二十四条に定めるところによる。

第七条中「三級十三号給」を「二級二十九号給」に改める。

第八条中「人事委員会が定めるもの」の下に「又は同規則別表ハの表第五号区分の項

第五号の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

消防学校	校長	三種
	所長	一種
アジア文化交流センター	副所長	四種
	所長	一種
女性相談所	所長	三種
	所長	三種
パスポートセンター	所長	三種
	所長	三種
保健福祉環境事務所	保健監	三種
	副所長	五種
環境長	副所長	五種
	環境長	五種

を

消防学校	校長	三種
	所長	一種
パスポートセンター	所長	一種
	副所長	四種
アジア文化交流センター	副所長	四種
	所長	一種

女性相談所	消費生活センター	保健福祉環境事務所
所長	所長	所長
三種	三種	三種

福岡学園	筑後いずみ園	障害者更生相談所
園長	園長	所長
三種	五種	三種

福岡学園	障害者更生相談所
園長	所長
三種	五種

副所長
支所長
センター長
地域整備企画監

を

副所長
支所長
地域整備企画監

に、

署長（中央、博多、東、南、早良、西、粕屋、春日、筑紫野、小倉北、小倉南、八幡西、折尾、飯塚、田川、久留米）

署長（糸島、宗像、朝倉、八幡東、若松、戸畑、門司、行橋、豊前、直方、筑後、八女、柳川、大牟田）

署長（中央、博多、東、南、早良、西、粕屋、春日、小倉北、小倉南、八幡西、折尾、飯塚、田川、久留米）

署長（筑紫野、糸島、宗像、朝倉、八幡東、若松、戸畑、門司、行橋、豊前、直方、筑後、八女、柳川、大牟田）

に、

を

に、

を

に改める。

別表第二の一を次のように改める。

一 行政職給料表

職務の級	区分	額
9 級	一 種	129,600円
	二 種	125,000円
	三 種	114,900円
7 級	一 種	113,300円
	二 種	106,200円
	三 種	92,300円
6 級	三 種	87,000円
	四 種	69,500円
	五 種	52,200円
5 級	六 種	43,500円（人事委員会が認める職にあつては52,200円）
	四 種	65,300円
	五 種	49,000円
5 級	六 種	40,800円（人事委員会が認める職にあつては49,000円）

別表第二の五及び六を次のように改める。

五 研究職給料表

職務の級	区分	額
5 級	一 種	123,900円
	二 種	114,000円
	三 種	99,000円
5 級	四 種	79,200円

六 公安職給料表

職務の級	区分	額
------	----	---

8 級	一 種	115,900円
	二 種	108,200円
	三 種	94,000円
7 級	三 種	89,600円

別表第二の備考に次のように加える。

3 別表第一に掲げる職のうち、これらの表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に対する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、人事委員会が別に定める額とする

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の五中「別表イ又はロ」を「別表イ、ロ又はハ」に改める。

第二十六条から第二十八条までを次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合の退職手当支給制限処分書の様式）

第二十六条 条例第十二条第一項の規定による処分に係る同条第二項の規定による通知は、退職手当支給制限処分書（様式第二十一号）でしなければならない。

（退職手当支払差止処分書の様式）

第二十七条 条例第十三条第十項において準用する条例第十二条第二項の規定による通

知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退職手当支払処分書でしなければならない。

一 条例第十三条第一項の規定による処分に係るもの 退職手当支払差止処分書（様式第二十二号）

二 条例第十三条第二項第一号の規定による処分に係るもの 退職手当支払差止処分書（様式第二十三号）

三 条例第十三条第二項第二号の規定による処分に係るもの 退職手当支払差止処分書（様式第二十四号）

四 条例第十三条第三項の規定による処分に係るもの 退職手当支払差止処分書（様式第二十五号）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当支給制限書の様式）

第二十八条 条例第十四条第五項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退職手当支給制限書でなければならない。

一 条例第十四条第一項第一号又は第二号の規定による処分に係るもの 退職手当支給制限書（様式第二十一号）

二 条例第十四条第一項第三号又は第二項の規定による処分に係るもの 退職手当支給制限書（様式第二十六号）

第三十一条を第三十三条とする。
第三十条を次のように改める。

（退職手当相当額納付命令書の様式）

第三十条 条例第十七条第七項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退職手当相当額納付命令書でなければならない。

一 条例第十七条第一項から第三項までのいずれかの規定による処分に係るもの 退職手当相当額納付命令書（様式第三十号）

二 条例第十七条第四項又は第五項の規定による処分に係るもの 退職手当相当額納付命令書（様式第三十一号）。

第三十条を第三十二条とする。

第二十九条中「様式第二十九号によつて」を「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（様式第二十九号）で」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（退職手当返納命令書の様式）

第二十九条 条例第十五条第六項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退職手当返納命令書でしなればならない。

- 一 条例第十五条第一項第一号又は第二号の規定による処分に係るもの 退職手当返納命令書（様式第二十七号）
- 二 条例第十五条第一項第三号の規定による処分に係るもの 退職手当返納命令書（様式第二十八号）

（遺族の退職手当返納命令書の様式）

第三十条 条例第十六条第一項の規定による処分に係る同条第二項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知は、退職手当返納命令書様式第二十八号でしなければならない。

別表口の表中「平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」を「平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成十八年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表第一号区分の項第二号から第八号区分の項までの規定中「平成十八年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表の次に次の表を加える。

ハ 平成二十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分

- 一 平成二十八年四月一日以後適用されている（以下「平成二十八年四月以後の」という。）県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの
- 二 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの

第二号区分

- 三 平成二十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの
- 四 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの
- 五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

第三号区分

- 一 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの
- 二 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの（第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。）
- 三 平成二十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの
- 四 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの
- 五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

第四号区分

- 一 平成二十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの
- 二 平成二十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの
- 三 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの
- 四 平成二十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの
- 五 平成二十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったものうち人事委員会の定めるもの
- 六 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの
- 七 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

第一号区分

- 一 平成二十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの
- 二 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第一号区分の項第二号、第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第二号に掲げる者を

<p>第五号区分</p>	<p>三 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの 四 平成二十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち人事委員会の定めるもの 五 平成二十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第三号区分の項第四号に掲げる者を除く。) 六 平成二十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの又は八級であつたもの(第三号区分の項第五号に掲げる者を除く。) 七 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 八 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 九 平成二十八年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの 十 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの 十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>第六号区分</p>	<p>八 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 九 平成二十八年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの 十 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの 十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>第七号区分</p>	<p>一 平成二十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 二 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 三 平成二十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 四 平成二十八年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの 五 平成二十八年四月以後の任期付職員給与条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの 六 平成二十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの 七 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 八 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 九 平成二十八年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの 十 平成二十八年四月以後の任期付職員給与条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの 十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>

第八号区分	<p>一 平成二十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの</p> <p>二 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成二十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成二十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成二十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>六 平成二十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第五号区分の項第六号及び第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの(第六号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成二十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
-------	---

第九号区分	<p>の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成二十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの</p> <p>六 平成二十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの又は四級であったもの(第七号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第六号区分の項第七号及び第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第六号区分の項第八号及び第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成二十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
-------	---

様式第二十一号中「様式第 21 号 (第 26 条関係)」を「様式第 21 号 (第 26 条 第 28 条第 1 号関係)」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は決定」を削る。
 様式第二十二号から様式第二十六号までを次のように改める。

様式第 2 2 号 (第 27 条第 1 号関係)

(表)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)



福岡県職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として (被告を代表する者は (4)) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)		年	月

(裏)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

- 備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、福岡県職員の退職手当に関する条例第 10 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 3 号 (第 27 条第 2 号関係)

(表)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)



福岡県職員の退職手当に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として(被告を代表する者は (4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)		年	月

(裏)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、福岡県職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、福岡県職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、福岡県職員の退職手当に関する条例第 10 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 4 号 (第 27 条第 3 号関係)

(表)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)



福岡県職員の退職手当に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として (被告を代表する者は (4)) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)		年	月

(裏)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、福岡県職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、福岡県職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、福岡県職員の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 2 5 号 (第 27 条第 4 号関係)

(表)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)



福岡県職員の退職手当に関する条例第 13 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として(被告を代表する者は (4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)		年	月

(裏)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <p>1 この処分を受けた者が福岡県職員の退職手当に関する条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</p>	

- 備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、福岡県職員の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 2 6 号 (第 28 条第 2 号関係)

(表)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)



第 14 条第 1 項
福岡県職員の退職手当に関する条例 の規定により、一般の退職手当等の
第 14 条第 2 項
全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3)) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

様式第二十七号中「様式第27号(第28条関係)」を「様式第27号(第29条第1号関係)」とし、「不服申立て」と「審査請求」及び「60日」と「3か月」に改め、「又は決定」を削る。

様式第二十八号中「様式第28号(第28条関係)」を「様式第28号(第29条第2号第30条関係)」とし、「不服申立て」と「審査請求」及び「60日」と「3か月」に改め、「又は決定」を削る。

様式第二十九号中「様式第29号(第29条関係)」を「様式第29号(第31条関係)」に改める。

様式第三十号中「様式第30号(第30条関係)」を「様式第30号(第32条第1号関係)」とし、「不服申立て」と「審査請求」及び「60日」と「3か月」に改め、「又は決定」を削る。

様式第三十一号中「様式第31号(第30条関係)」を「様式第31号(第32条第2号関係)」とし、「不服申立て」と「審査請求」及び「60日」と「3か月」に改め、「又は決定」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 養田孝行

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則等の一部を改正する規則

(福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部改正)

第一条 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則(昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条及び別表第四級別標準職務表」を削り、「第二十五条及び別表第五級別標準職務表並びに」を「及び」に、「公立学校職員給与条例」を「学校職員給与条例」に、「級別の標準職務」を「級別標準職務」に関し必要な事項

に改める。

第二条を次のように改める。

(標準職務)

第二条 県職員給与条例第六条第二項、警察職員給与条例第六条第二項及び学校職員給与条例第六条第二項に規定する人事委員会規則で定める職務は、別表第一から別表第三までに掲げる職の職務とする。

2 県職員給与条例別表第四口医療職給料表(一)級別標準職務表の四級の項に規定する人事委員会規則で定める職は、保健環境研究所及び精神保健福祉センターの所長並びに粕屋新光園の園長とする。

3 県職員給与条例別表第四ハ医療職給料表(二)級別標準職務表の一級の項及び二級の項及び二級の項並びに学校職員給与条例別表第四ニ医療職給料表(二)級別標準職務表の一級の項及び二級の項第一号に規定する人事委員会規則で定める技師は、診療エックス線技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師であるものとする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第 1 県職員給与条例
イ 行政職給料表関係

任命権者 知事	職務の級 号	3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級
						1	2	1	2	1	2	1	2	1
機関 共通				企画主査 専門技術 指導員(乙) 船長(乙)	参事補佐 企画主幹 専門技術指導員(甲) 船長(甲)	参事	副理事							
本庁		調査員	検査員(乙) 車庫長 監視長	室長補佐 課長技術補 佐 室長技術補 佐 監察員 検査員(甲) 専門調査員		室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 企画監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 防災危機管 理専門監 監査指導監 廃棄物対策 専門監 検査監 建設監理監	局長 秘書室長 技術次長 職務改善 調査監 事務局次 長 水資源対 策長							
												会計管理 局長 理事 技監		土木審議 監

農林水産部	福岡学園	寮長				園長 児童自立 支援専門 監							
	障害者更生相談所					所長							
	粕屋新光園					副園長							
	労働者支援事務所				次長 労働主幹	所長							
	高等技術専門学校				副校長	校長							
	障害者職業能力開発校				副校長	校長							
	商工部	中小企業振興事務所				地域経済 主幹	所長						
		計量検定所				次長	所長						
		大阪事務所				次長		所長					
		工業技術センター						副所長					
	農林事務所					センター 長 副所長	所長						
	農林業総合試験場				次長								
	農業大学校	講師			助教授	副校長 教授	校長						

ロ 医療職給料表(一)関係		職務の級	号	2 級	3 級	4 級		
任命権者 知事	機関				1	2		
	共通							
本庁	課長補佐 企画主幹	課長補佐 参事補佐 係長 企画主査 技術主査 困難な業務を行う技師				課長 企画監 健康管理監	副理事 課長 理事 次長 技術次長 医監 食の安全総合調整監 困難な業務を行う課長、企画 監及び健康管理監	
	出先 機関	共通						
		保健医療介護部	保健福祉環境 事務所 保健福祉事務 所 保健環境研究 所	副保健監 副保健監	課長		課長 保健監 部長	副所長 副所長 困難な業務を行う所長及び 保健監

二 医療職給料表(三)関係		職務の級	号	4 級	5 級	6 級
任命 権者	機関			1	1	2
	共通					
知事	本庁		係長 企画主査 技術主査	課長補佐 参事補佐	困難な業務を行う 4 級の欄に掲げる職(技術主査について は、保健師又/助産師に限る。)	困難な業務を行う 5 級 1 号の 欄に掲げる職
				課長技術補佐 企画主幹		
	出先 機関	共通		課長		
			保健医 療介護 部	保健福祉環境 事務所 保健福祉事務 所		
		福祉労 働部	粕屋新光園	副看護長		

ホ 研究職給料表関係

任命権者 知事	職務の級		号	4級		5級	
	共通	出先機関		1	2	1	2
	共通	農林水産部				所長	部長
						副所長	研究所長
	出先機関	農林業総合試験場				場長	副センター長
		水産海洋技術センター				センター長	分場長

別表第2 警察職員給与条例
 1 公安職給料表関係

任命権者	職務の級 号	3級		4級		5級		7級		8級	
		1	1	2	1	2	1	2	1	2	
警察本部長	共通				主幹						
	本部	助教師 分隊長	音楽隊副隊長 教師 小隊長	困難な業務を 行う3級の職 に掲げる職	室長補佐 試験場長 分駐隊長 中隊長 班長 音楽隊長 地区隊長 師範 航空隊長	次席 副隊長	室長 首席師範	統括参事官 監察官室長 副部長(暴力団 対策部に置く ものに限る。)	隊長 所長 監察官		
市警察部	警察学校	助教	教官 係長		科長	副校長					
	市警察部		係長		班長 課長補佐	次席 副隊長	次長	課長 隊長			
警察署			係長 交番所長 検問所長 駐在所長			隊長 警部交番所長					

ロ 行政職給料表関係

任命権者	職務の級		3 級	4 級	5 級		6 級	
	機関	号			1	2		
警察本部長	共通				調査官 主幹 専門技術員			
	本部		副楽長 助教師		音楽隊副隊長 楽長 庫庫長 教師	音楽隊長 工場長 師範 室長補佐 科長		次席 室長 首席師範
		警察学校	助教	教官 係長	科長			
		市警察部		係長	課長補佐 班長			
		警察署		係長 船長(甲) 機関長(甲)				

研究職給料表関係

職務の級		3 級	5 級
任命権者	機関号		
警察本部長	科学捜査研究所	技術主査	所長 副所長 管理官

別表第 3 学校職員給与条例

イ 行政職給料表関係

任命権者	職務の級 号	4 級	5 級
教育委員会	県立学校 機関	通信長	船長
		一等航海士 一等機関士 企画主査	機関長 参事補佐
	市町村立学校		主幹

別表第四から別表第六までを削る。

(福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則等の一部改正)

第二条 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則(昭和六十一年福岡県人事委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

第三条 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則(平成十七年福岡県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十六号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成十六年福岡県人事委員会規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「第四節 計画審査(第十八条)」を「第四節 削除」に改める。

目次中「第五節 口頭審理(第十九条―第四十七条)」を「第五節 口頭審理(第十八条―第四十七条)」に改める。

目次中「第一款 審理の手続(第十九条―第三十二条)」を「第一款 審理の手続(第十八条―第三十二条)」に改める。

目次中「第三章 異議申立て(第六十五条)」を「第三章 削除」に改める。

第一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二条第二号中「法第四十九条の二第一項の規定による審査請求(以下「審査請求」

という。)」を「審査請求」に改める。

第四条第一項第八号を次のように改める。

八 口頭審理を請求するか又は書面審理を請求するかの別及び口頭審理を請求する場合は、公開又は非公開の別

第四条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第四十九条の三に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)の経過後において審査請求をする場合には、第六条第二項に規定する正当な理由

第六条第一項第三号中「法第四十九条の三に規定する期間」を「審査請求期間」に改める。

第六条第二項中「法第四十九条の三に規定する期間」を「審査請求期間」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に、「同条に規定する期間内」を「期限内」に改める。

第六条第三項中「法第四十九条の三に規定する期間」を「審査請求期間」に改める。

第九条第二項中「あてて」を「宛てて」に改める。

「第四節 計画審査(第十八条)」を「第四節 削除」に改める。

第十八条を削る。

「第五節 口頭審理(第十九条―第四十七条)」を「第五節 口頭審理(第十八条―第四十七条)」に改める。

第五節第一款を次のように改める。

第一款 審理の手続(第十八条―第三十二条)

第五節第一款中第十九条の前に次の一条を加える。

(審理の計画的進行)

第十八条 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第十九条第二項、第二十二條第一項及び第二十八條第一項中「ともに」を「共に」に改める。

第三十条の見出し中「禁止」を「制限」に改める。

第三十条第一項中「、又はその指揮に従わない者の発言を禁止する」を「、及び発言

がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改める。

第五十一条中「第二十三条」を「第十八条、第二十三条」に改める。

第六十一条中「〔法第四十九条の三〕」を「〔審査請求期間〕」に、「第五十八条第二項」を「第五十八条第二項に定める期間」に改める。

「第三章 異議申立て（第六十五条）」を「第三章 削除」に改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 削除

第六十六条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十七号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年福岡県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（平成十二年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改める。

第七条中「従事させることができる第一号任期付研究員」の下に「（条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成十四年福岡県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「条例第四条第四項」を「特定任期付職員（条例第二条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）が、条例第四条第四項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県人事委員会告示第一号

不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示

不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める規程（平成十六年九月福岡県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程

第一条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

第二条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第一号中

8	口頭審理を請求する場合はその旨及び口頭審理の公開を請求する場合はその旨
---	-------------------------------------

を

8	口頭審理を請求するか又は書面審理を請求するかの別及び口頭審理を請求する場合は、公開又は非公開の別
---	--

に、

12	添付資料 (資料の名称を記入すること。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
		1
		2 3

を

12	審査請求期間の経過後において審査請求をする場合には、第六条第二項に規定する正当な理由
----	--

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十條第一項の規定に基づき福岡県人事委員会における障害を理由とする差別の解消の推

進に関する職員対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成二十八年一月福岡県訓令第一号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第三号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第三項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改め、同表給与公平課の項第二十七項第一号中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、別表第二給与公平課の項第二二項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

労働委員会

福岡県労働委員会訓令第一号

福岡県労働委員会委員

福岡県労働委員会事務局

福岡県労働委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県労働委員会会長 後 藤 裕

福岡県労働委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。